

やまなし就農ライフサポート事業（チャレンジ農業体験）業務委託に係る企画提案公募要領

1 趣旨

山梨県では、就農相談から地域への就農定着に至るまで段階的に様々な支援を実施してきた結果、新規就農者数は増加傾向であるが、基幹的農業従事者はこの20年で36%減少するなど、依然として農業従事者の減少は続いており、引き続き、農業の担い手の確保は急務となっている。

本県における就農相談件数は年間約400件程度あり、その約6割は農業経験が全くない又は少ない状況となっている。

そこで就農希望者に県が認定するアグリマスターや農業法人の下での随時受入可能な農業体験の機会を提供し、自らの適性や就農に向けた意思を確認してもらい、就農に向けた次の段階につなげることが重要となる。この農業体験事業を実施するに当たり、企画提案公募により業務を委託する事業者を募集する。

2 企画提案を求める業務の概要

（1）委託業務の名称

やまなし就農ライフサポート事業（チャレンジ農業体験）業務委託

（2）委託業務の内容

別紙「やまなし就農ライフサポート事業（チャレンジ農業体験）業務委託仕様書」のとおり。

（3）予算上限額

本業務に係る委託料の上限額は、金4,369,618円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

（4）業務委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日（火）までとする。

（5）事業の流れ

① 委託業務の詳細協議

契約締結後、採用された企画提案の内容をもとに、業務の詳細や実施方法、実施スケジュール等について、県と受託事業者で協議し決定する。

② 実施報告

事業の実施結果を報告書にまとめ、速やかに県に提出すること。

3 応募資格

応募できるのは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本件業務に類似する業務の経験や専門知識（農業、人材派遣等）を有していること。
- (2) 本件業務の実施が可能な体制が整えられていること。
- (3) 本件業務の実施に支障が無い経営状況にあること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (6) 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税の滞納がない者であること。
- (9) 上記の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があったと認められる場合には、応募を認めないことがある。

4 日程

令和7年4月1日（火）	募集開始
令和7年4月11日（金）午後3時必着	質問受付期限
令和7年4月18日（金）午後5時必着	企画提案書類の提出申し出
令和7年5月1日（木）午後5時必着	企画提案書提出期限
令和7年5月8日（木）（予定）	企画提案プレゼンテーション審査
令和7年5月中旬	採択通知・契約締結・事業着手
令和8年3月31日（火）	事業完了（事業完了報告書の提出）

5 担当部署（書類提出先・質問受付）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館6階）

山梨県農政部 担い手・農地対策課 担い手支援担当

電話 055-223-1621

電子メールアドレス ninaite@pref.yamanashi.lg.jp

6 企画提案の提出等

(1) 企画提案に関する質問の受付

本件に関する質問は、質問書（様式 1）により受け付ける。

- ① 受付期限 令和 7 年 4 月 11 日（金）午後 3 時必着
- ② 質問方法 電子メール

電子メールの件名には「やまなし就農ライフサポート事業（チャレンジ農業体験）業務委託企画提案質問」と記載し、メール送信後には、5 担当部署にメール着信確認の電話をすること。

電子メールアドレス：ninaite@pref.yamanashi.lg.jp

- ③ 回答方法 回答は、令和 7 年 4 月 15 日（火）（予定）までに山梨県庁公式サイト内の本業務募集ページにおいて公開する。
- ④ その他 電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係のない質問や、本企画提案に公平性を保てないと判断した場合などには、回答をしないことがある。

(2) 企画提案書類等提出の申し出

① 提出書類

提出書類	部数
ア 参加申込書（様式 2、様式 2 別紙）	1 部
イ 誓約書（様式 4）	1 部
ウ 役員名簿（様式 4 別紙）	1 部
エ 会社概要が把握可能な書類（会社パンフレットなど）	1 部
オ 国税納税証明書（その 3 の 3）（税務署で交付される様式）	1 部
カ 都道府県税納税証明書（都道府県税に未納がない旨の証明書）（都道府県で交付される様式）	1 部

② 提出方法・提出期限・提出場所

提出方法 郵送または持参

提出期限 令和 7 年 4 月 18 日（金）午後 5 時必着

提出場所 山梨県農政部 担い手・農地対策課 担い手支援担当
（住所 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号）

持参の場合の受付は、平日の午前 9 時から午後 5 時とする。

(3) 企画提案書類等の提出

① 提出書類

提出書類

提出書類	部数
ア 企画提案書かがみ（様式3）	1部
イ 企画提案書（様式3別紙） ※作成上の留意点等を確認の上、作成すること	10部 (正本1部、写9部)
ウ 見積書（任意様式・積算内訳を記載）	10部 (正本1部、写9部)
エ 財務諸表（直近2期分）（損益計算書及び貸借対照表）	10部 (正本1部、写9部)

※イ～エの写し9部は、企画提案応募者名が分からないように印刷すること。

② 提出方法・提出期限・提出場所

提出方法 郵送または持参

提出期限 令和7年5月1日（木）午後5時必着

提出場所 山梨県農政部 担い手・農地対策課 担い手支援担当
(住所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号)

持参の場合の受付は、平日の午前9時から午後5時とする。

※①イの審査書類に、会社名、ロゴマーク等、企画提案応募者を容易に推測できる記載があった場合は、企画提案書類等を受け付けない。

③ 無効とする企画提案

次のいずれかに該当する場合は、企画提案は無効とする。

ア この要領に定める手続きに適合しない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 選定方法等

- ① 別紙「やまなし就農ライフサポート事業（チャレンジ農業体験）業務委託に係る委託候補者選定の手順及び審査の基準」のとおりとする。
- ② 企画提案審査（プレゼンテーション審査）は、提出のあった企画提案書と見積書をもとに、プレゼンテーション（15分）と質疑応答（10分）により行う（令和7年5月8日（木）予定。実施詳細は電子メールで通知する）。
- ③ プレゼンテーション時に追加資料の提出はできないものとする。また、既に提出された企画提案書の再提出及び差し替えについてもできないものとする。
- ④ なお、企画提案審査（プレゼンテーション審査）は、企業ノウハウの流出防止及び委託候補者選定の公正性確保のため非公開とする。
- ⑤ 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者を委託候補者とする。

(5) 選定結果の通知・公表

選定の如何に関わらず、企画提案応募者にはそれぞれの審査結果を個別に通知する。
その上で、後日、選定結果と契約内容を山梨県のホームページで公表する。

ホームページでの公表内容は、評価基準、配点及び各企画提案応募者の評価基準毎の得点と総合点、契約者の名称、契約締結年月日、契約金額とする。

ただし、契約者以外の企画提案応募者の名称又は氏名は公表しないものとする。

7 契約に関する事項

- (1) 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。
- (2) 山梨県財務規則第109条の2に該当する場合には契約保証金は免除する。
- (3) 企画提案書に記載された事項は、仕様書と併せ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的のため必要な場合には、一部修正又は調整等を行う場合がある。

8 その他

(1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出書類の取り扱い

- ① 企画提案応募者が山梨県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、企画提案応募者に帰属する（契約後に仕様書として扱うものを除く）。
- ② 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として企画提案応募者が負う。
- ③ 提出書類は返却しない。

(3) 企画提案応募に関する費用負担

- ① 企画提案応募者が本企画提案応募に要した一切の費用については、すべて企画提案応募者の負担とする。
- ② 契約を締結するまでの間、本要領に定めた条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。

(4) 説明会

企画提案に関する説明会は行わない。

(5) 山梨県との連絡・調整

受託事業者に選定された場合は、山梨県の担当職員と密接な連絡及び調整を行うことにより業務を進めるものとする。

9 本件に関する問い合わせ先

山梨県農政部 担い手・農地対策課 担い手支援担当

住所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話 (直通) 055-223-1621

電子メールアドレス ninaite@pref.yamanashi.lg.jp